

2016年 10月 6日

横須賀市長 吉田 雄人 様

2017年度横須賀市予算に対する  
日本共産党市議会議員団の要望

日本共産党横須賀市議会議員団

団長	大 村	洋 子
	ね ぎ し	か ず こ
	井 坂	な お し

## 2017年度予算要望書の提出にあたって

市政へのご尽力に敬意を表します。

国政が「新自由主義」と対米従属の姿勢を強めてから久しくなりますが、現政権のアベノミクス政策によりその弊害が極点に達しようとしています。

日本の主要な大企業は多国籍企業化し、いまの財界はかつての財界と違って大きく変貌しました。国民のくらし、利益は眼中になく、ひたすら日米の多国籍企業の株主の利益を代表して政府の中に司令塔を持って直接支配するまでになっています。

企業のあり方も大きく変化しています。企業としての社会的責任はかなぐり捨て、企業として存続していくことよりも株主の利益が優先されるなど、まさに1%と99%と言われるような強欲資本主義の格差社会が日本でも露わになってきています。

国民は雇用が奪われ、年収が減り、大企業を除いては長期にわたり景気低迷で苦しんでいます。地方も国民生活も疲弊しています。

現政権はこうした状況のもとでも財界の意向に添ってさらなる収奪で現状を打開しようとしています。それが社会保障の削減であり、地方財政の縮減です。

その上、武器輸出三原則を廃止し、兵器産業で活路を見いだそうとしています。安保関連法制（戦争法）の強行もその流れの一環であると思います。

こうした国政のあり方の中で、横須賀市政を見る必要があります。本市には海上自衛隊の中核基地があり、海外で戦争する事態になれば「殺し、殺される」戦闘に横須賀市民である自衛隊員が出動することを意味します。戦前の軍国日本がそうであったように横須賀が出撃拠点となる重大な問題です。戦争法の撤廃は横須賀市民の平和と安全を守るためにも喫緊の課題です。

戦後71年を迎えましたが、横須賀も重大な岐路に立たされています。

「大砲かバタールか」と言われるように海外で戦争ができるように軍事費（防衛予算）を増大させる道か、社会保障、教育、福祉などの予算充実でくらしを応援する道かの選択でもあります。地方自治のあり方も鋭く問われています。

私たちは予算要望書を提出するときにいつも言い続けてきましたが、国政が国民の生活を蔑ろにしているだけに、自治体が一番頼りになる存在にならなければなりません。安倍政権の横暴極まる政治が余りにも酷いだけに、市政が市民のいのちとくらしを守る役割を發揮することがますます求められています。

こうした立場から、毎年のことではありますが、市民要求に基づいて新年度予算にたいする要望をまとめました。新年度予算に反映されるよう強く要望します。

# 1 介護・福祉・医療、くらし

## (一) 介護保険制度のもとで、市が公的役割を発揮して施策の拡充をはかる。

- ① 介護保険制度の度重なる改定によって、利用者、事業者から不満の声がでてい  
る。市としても現場の声をしっかりと把握し、国に現状を報告するとともに、  
市として可能な限りの支援を行うこと。
- ② 保険料・利用料負担が重くサービスを控えている事例や、介護度や要支援ごと  
に決められたサービス量では足りず自費でサービスを受けている事例など、介  
護サービスが使えない実態について状況把握をしていると思うが、その現状か  
ら制度改善のために何を行うべきか検討を開始すること。
- ③ 本市の介護保険料は県内他都市と比べて高額所得者に有利で、低所得者などに  
負担がかかる保険料体系となっている。保険料の段階設定が増やされたが、さ  
らなる多段階設定をするよう努めること。介護サービスの充実が、介護保険料  
の増にならないよう制度の負担割合を変更するとともに低所得者対策を強化す  
るよう制度の改定を国に求めること。
- ④ 本市高齢者人口の増加に伴い地域包括支援センターの役割がますます重要とな  
っている。地域支援事業を活発に行えるよう、人員の確保や事業費の増額を図  
り、国にも増額を要求すること。
- ⑤ 生活保護水準にある介護被保険者の保険料の減免は、貧困対策として実施され  
るものであり公費を投入すべきである。当面は一般会計で負担し、国・県へ交  
付要求すること。
- ⑥ 低所得者への利用料の減免については、資産要件（単身世帯で100万円、複数世  
帯で150万円）を周知するとともに、減免の相談に応じる姿勢を示すこと。また、  
在宅サービス利用料の減免対象者を生活保護水準の1.3倍とすることを検討する  
など、低所得者対策のさらなる拡大に努力すること。
- ⑦ 介護施設に働く職員の状況把握のため「介護従事者アンケート調査」を引き続  
き丁寧に行い、さらなる職員の賃金改善や、労働災害である腰痛の予防のため、  
支援すること。また、介護保険制度は国が改善すべき問題が多いので積極的に  
意見を提出すること。職員の賃金改善にあたっては、それが保険料負担に跳ね  
返らないやり方で行えるよう、国にも要求すること。
- ⑧ 介護、障がい者、子育て支援施設など充実のためには市の未利用地の活用を積  
極的にはかるべきである。福祉施設の建設などについては、未利用地の原則売  
却や無償貸し付けはしないというという方針を見直し、他都市でも実施してい  
るように無償貸し付けに踏み切ること。

- ⑨ 「持続可能」を口実に介護保険制度が導入時から比べ利用者負担が増え続けている。要介護認定者を対象に「応能負担」が強められ利用料の2割負担が導入され、利用抑制がおこっている。介護度を悪化させるものであり、国に撤回を要求すること。

## (二) 高齢者が健康で、明るく、元気にくらせて、介護予防にも役立つように。

- ① 地域での介護予防事業やネットワークを広げるために地域で支える福祉の受け皿づくりが求められている。市として支援を強化すること。
- ② 総合福祉会館の利用に限らず、各種市施設の高齢者利用料金を「受益者」負担論などの視点だけで考えるのではなく、病気予防や介護予防など広くとらえて、高齢者が元気に活動することを支援する立場から無料にすること。
- ③ はり・灸・マッサージ施術に対する助成制度であるシニアリフレッシュ事業を今後も継続すること。
- ④ 高齢者の外出する機会を増やすことは介護予防の観点からも経済効果の観点からも重要であり、少しでも外出しやすい状況を作る必要がある。コミュニティバスなど、移動困難地域には、それぞれの地域に合った高齢者の移動手段を市側から積極的に提案するなど、公的な関与を強化する。また、「はつらつシニアパス」は希望者全員が購入できるよう改善されたものの、値上げとなった。高齢者の年金が減り続けているなかで、1万円で購入できるよう、助成額を拡充すること。
- ⑤ 福祉部・資源循環部の庁内組織や市内の地域組織とも連携しながら、個々の高齢者世帯の実情に対応したゴミ分別収集の実施に向け、モデル地域を選定して試行すること。まずはゴミ処理が困難な世帯の実態把握をし、市としての支援を検討すること。

## (三) 障がい者（児）福祉の拡充とノーマライゼーションの推進

- ① 障害者権利条約が批准され、障害者基本法の改正や障害者差別解消法、障害者虐待防止法などが制定されたが、まだ不十分な点が指摘されている。更なる障害者施策の向上のため、民間事業者の合理的配慮義務を法的義務にすることや国内人権機関の設立などの法整備を国に求めるとともに、市として次の施策にとり組むこと。
- (1) 「障害者との共生社会実現のための情報取得及びコミュニケーションに関

- する条例」や「障害者差別解消法」が施行された。障がい者施策を統括し、障害者権利条約の精神を横須賀でも具体化するために、障がい者が参加した検討委員会などを設置し、障がい者権利条例の制定に向け取り組むこと。
- (2) 障害者権利条約の中に盛り込まれた「障害によるあらゆる差別の禁止」の中には、「合理的配慮」という新しい考え方が入った。このような新しい理念を市民に広げ、実際の施策にしていくための検討を進めること。そして、これまでの市の施策を見直し、改善すること。
- (3) 現在の障害者福祉計画に掲げられている目標において、目標を達成できないと思われるものを検証し、その原因を明らかにすること。そして、次期の計画に反映させ、必ず目標達成できるようにすること。
- ② 重症心身障がい児者施設の運営に、土地を購入した借入金の償還が負担として影響しないよう、市として、できる限りの支援をすること。新たな支援策の創設であり既設施設を所有する他法人との整合性は問題にならないと思うが、支障があるのであれば実情に即して工夫し、支援すること。
- ③ 重症心身障がい児者施設の運営には、看護師確保は重要な課題である。確保がすすまない問題点を明らかにし、市として具体的、積極的な支援を図ること。増床への努力がされてきているものの、当初の計画人数（68人）には程遠く、引き続き、支援を強めること。
- ④ 重症心身障がい児者の入所施設ができ、徐々にサービス供給体制が拡充されてきた。しかし、短期入所事業など、サービス供給が不十分なところがあるため、早期に改善を図ること。
- ⑤ 障がい者地域作業所に対する補助を引き続きおこない、以下のように拡充すること。
- (1) 障がい者地域作業所の安定的な運営と職員の安定確保を図れるよう、まずは実態調査を行うこと。利用人数の実績による補助で運営継続に支障がないか調査をすること。計画的に基本補助額を大幅に引き上げること。補助額の算定は定員を基準にすること。
- (2) 重度障がい者を多く受け入れているという実態から、運営要綱の職員の配置基準を2名以上と改定し、補助金の算定基礎とすること。県の障害者地域作業指導事業実施要綱の改定を求めること。
- (3) 耐震性の高い安全な建物を確保するという点で、家賃補助額の引き上げを図ると共に市の公共施設の提供を検討すること。公共施設のファシリティマネジメントの観点から空きスペース等を洗い出し有効活用を検討すること。
- ⑥ 民間社会福祉施設への市の単独補助を引き続き検討し増額すること。
- ⑦ 福祉の水準を落とさないように努めるとともに、次のことを実施すること。

- (1) 施設やサービス事業者に対する苦情処理の対応を強化し、指導・監査をもっと積極的に行うようにすること。定例化された指導はもちろんのこと情報提供に対して即時対応できる体制を整えること。
  - (2) ひとり一人違いのある障がい者に対してきめ細かな信頼に足る相談体制を充実・強化し、専門職員であるケースワーカーを増員すること。
  - (3) 知的障害者施設への入所待機者が多い。国の方針でもある地域での生活基盤整備のためのグループホーム支援を進めているということだが、実態把握をし、さらにニーズに応えられるよう支援を強化すること。(4) 在宅サービスのヘルパー派遣の限度額基準の廃止と必要な予算をつけるよう国へ要求すること。
  - (4) 障がい者の社会参加を広げるためにも、通勤にサービス利用ができるよう国に要請すること。また、通勤が生産活動の一環とはいえ、実際は、雇用者が介護サービスに係る費用を全額交通費に入れることがほとんどないことを考慮に入れ、通勤手当の補助を行うこと。
- ⑧ グループホームに個室を確保するなどの質的向上を図るため、家賃補助の上限を引き上げるとともに、四分の三補助とすること。引き続き国庫助成の増額を求めること。
  - ⑨ 聴覚障がい者からの次の要望を実現すること。
    - (1) 「障害者との共生社会実現のための情報取得及びコミュニケーションに関する条例」や「障害者差別解消法」が施行されたことから手話通訳者・要約筆記者がますます必要となる。手話通訳者・要約筆記者をしっかりと専門職として位置づけ、手話通訳報酬をさらに引き上げること。
    - (2) 距離によって異なる手話通訳者・要約筆記者の交通費を通訳料に含めて設定するのは合理性に欠ける。市外への派遣について交通費が支給されるようになったが、市内派遣と通訳中の移動に要する交通費も実費を支給すること。
    - (3) 高齢の聴覚障がい者にファックスの活用を研究するなど、日常の安否確認をおこなう体制をとること。
  - ⑩ 市の施設への音声誘導装置の設置をひきつづきすすめること。また、設置については周辺居住者の理解が得られるよう市として、さまざまな工夫をすること。
  - ⑪ 児童相談所を設置した以上、知的障がい児の施設受け入れは市の責任である。医療型入所施設は「ライフゆう」が誕生したものの、福祉型入所施設については、県任せにならないよう、早期設置を進めること。
  - ⑫ 本市は神奈川県制度改定後も重度障がい者医療費助成制度の一部負担金、年齢制限、所得制限の見直しを行わず市として独自に制度を維持してきたが、2014年10月からは導入へと踏み出した。この間、このいわゆる「65歳問題」で困惑している方からのご相談を受けることがあり、実際に矛盾を感じる市民の存在

を確認している。制度撤回を国に求めると同時に市として以前の制度に戻すこと。また、精神障がい者への助成については手帳の1級の方だけでなく、対象を拡大するよう対応すること。

- ⑬ 障がい者の就労促進のため、市の施設の特性を考慮しながら、指定管理者などの業務委託要件に障がい者雇用を義務付けること。また、指定管理者の障がい者雇用の状況や物品納入などにおける授産施設など障がい者関連施設の活用している状況を広く紹介すること。引き続き同じ施設の指定管理を受けようとするときは、障がい者雇用の実績を選考の点数に反映させること
- ⑭ 岩戸養護学校、武山養護学校の生徒の卒業後の就労、日中活動の場の確保が大変厳しい状況である。市として就労支援の更なる強化とともに日中活動の場を拡大するように積極的に取り組むこと。
- ⑮ 知的障がい者、精神障がい者の雇用がさらに広がるよう努めること。また、障害者権利条約の趣旨を考えれば、市職員の理解を広げるために雇用するのではなく、障がい者の雇用を広げるために雇用するようにその目的を改めること。
- ⑯ 精神障がい者保健福祉手帳2級保持者は障害年金で自立している方もいる。精神障がい者は薬服用でコントロールする必要がある長くクリニックに通う方が多い。このような方々が医療費と交通費負担で生活が出来ず、やむなく生活保護制度に頼らざるを得ない場合がある。障害年金で自立生活が継続できるよう医療費と交通費を軽減するサービスを拡充すること。

#### **(四) 子育て支援を強化し、子どものしあわせを守る。**

- ① 子ども子育て新制度に移行されたが、保護者・事業者にとって、望ましいものとはなっていない。保護者が安心して子どもを預けることができ、子どもの育ちが充分保障されるよう、問題点を見極め、その是正に努めること。
- ② 子育てしやすいまちとして、小児医療費助成を小学校6年まで引き上げたことは大きな前進であり、横浜市や川崎市の前進の推進力にもなった。引き続き義務教育終了まで拡充すること。また、県の補助を引き上げるよう求めるとともに、全国に広がっている小児医療費無料化を国の制度にすることに合理性があることは明瞭なので国に強く求めること。
- ③ 待機児のカウントの仕方は、実態を反映していない。市から不承諾通知が届き保護者が希望する保育園に入れず、いわゆる「保留児童」は、待機児童の数倍の多さとなっている。この解消につとめること。
- ④ 保育料の保護者負担は国が規定する多子世帯及びひとり親等世帯に対する軽減措置はされたところだが、子どもをひとりしかもうけられない世帯も多い。安心し

て子どもを産み育てられるよう保育料の大幅な引き下げを行うこと。

- ⑤ 私立保育園への助成の充実を引き続き図っていくこと。
- ⑥ こどもの貧困が6人にひとりに広がっているなかで、保育園内のみならず、地域の子どもたちへの目配りも重要性を増しており、その拠点となるのが公立保育園である。保育園再編計画にある公立保育園の民営化の方針をやめること。
- ⑦ 学童クラブ施策の充実も「子育てしやすい横須賀」の発信力となる。共同運営の学童保育について、国の助成制度も活用し運営費補助の充実を含めた支援をさらに拡充し、全国で一番高い保護者負担を現在の半額にすることをはじめ、以下の実現に努めること。
  - (1) 指導員の人件費を全額補助するとともに、公共施設利用が難しい学童保育の家賃については公共施設を利用している学童保育との格差を早急に解消するよう全額助成をすること。
  - (2) 「こどもの貧困」が広がる中、ひとり親世帯への支援は低所得者対策として重要度を増している。各学童保育所で行っているひとり親世帯に対する補助額をさらに増額し、ひとり親世帯の軽減策を拡充すること。
  - (3) 市が学童保育の施設の耐震調査を行い、耐震化されていなければ、耐震化のための助成をするか、すぐに他の施設に移れるよう対応すること。制定された学童保育の新条例の趣旨に鑑み、市が責任を持って支援すること。
- ⑧ 学童保育の設置・運営に対する公設民営方式の導入について検討をはじめること。
- ⑨ 母子家庭の生活支援、虐待を受けている方たちの支援を強めるため、母子支援施設を再建するなど、施策を強化すること。特に育児の仕方から生活習慣を含めて支援を必要とする母親については、個室化された在宅でのサポートではどうしても支援が細切れとなる。まるごとの見守りと支援が必要なケースであり、母子が分離せずにサポートが受けられるよう、母子支援施設を再建すること。
- ⑩ 父子家庭にも母子家庭同様の支援がなされてはいるものの、ひとり親対象の施策、特に行事などへの集まりに父子家庭が気兼ねなく足を運べるよう、さらに工夫すること。

#### **(五) 市民病院の診療体制を回復・充実させる。**

- ① 市民病院の縮小した診療体制の回復と充実を引き続き取り組むこと。3つの診療科及び「地域包括ケア病棟」として入院診療の再開ができたことは評価する。しかし、全病棟の再開までには至っていないので、早期に再開できるように取り組むこと。また、病棟再開にとって重要な看護師の確保に市としても全力を

あげること。

- ② 市民病院の小児科の入院診療が休止となっていることは極めて遺憾である。早期に再開できるように指定管理者に取り組みの強化を求めるとともに市としても最優先課題として取り組むこと。同時に産科の休診は市の周産期医療サービスの低下を招いている。産科再開にむけた取り組みを強化すること。
- ③ 看護師の確保については、勤務条件などの処遇改善を図るよう指定管理者に要請することを含め市としての責任を果たすこと。
- ④ 障がい者医療、難病医療、NICUの対応など、中核市における公的病院の役割を踏まえ、市民病院の診療体制の充実を引き続き図ること。

#### (六) 国民健康保険の充実をはかる。

- ① 組合国民健康保険に対する事務費補助を継続し、拡充すること。
- ② ひとり親医療費、小児医療費、重度障害者医療費の助成を行っている自治体に対し、国は国保の国庫負担金の一部を減額している。このような国のペナルティー措置について、多くの自治体から中止するよう要望書も出ているし、我が党としても国会の場で求め、厚生労働大臣も検討すると答弁している。引き続き、市としても中止にするよう強く求めること。
- ③ 国民健康保険に対する国庫負担を増額するよう国に要求するとともに、低所得者の負担の軽減をはかること。
- ④ 国保健全化計画は市民の健康維持と重症化の予防が第1の目的であり、同時に保険料の増にならないようにすることが第2の目的と考える。市は、健診と保健指導の強化に取り組んでいるが、国保財政のための単なる保険料の値上げとならないよう取り組みを進めること。
- ⑤ 国民健康保険制度は社会保障制度であるという意識をしっかりとつこと。

#### (七) セーフティーネットを強化し、貧困からいのちを守る。

- ① 毎年、毎年、保険証が使えないことから医療にかかるのが遅くなり重症化したり、亡くなるケースが報告されている。介護保険料、国保保険料滞納者に対して実情を深く把握して適切な納付相談をすること。また、納付指導員や職員が直接、本人と接触しないまま資格証を発行するやり方を改めること。納付相談をもっと充実させるため、職員の増員をはかること。また、資格証とは何かの説明を直接本人にしないまま発行することもやめること。

- ② 生活保護制度において国から報告を指示される内容のシステム改修については法定受託事務であるので、国に財源を要求すること。
- ③ 度重なる生活扶助費の削減、老齢加算の廃止、住宅扶助費の変更・削減によって、受給者から窮乏の声を多く聞いている。改定をそのまま事務執行するのではなく、受給者の立場にたち制度改善のため何が必要か国に現状をしっかりと報告し、改善提案すること。
- ④ 生活保護受給者の医療扶助を「医療証方式」にすると保護費の濫給につながる恐れがあるとの見方が一部にあるが、そのことよりも、医療にかかりたいが我慢をしてしまう、受診抑制となり重症化することの方が問題だと感じている。したがって、「医療証方式」を進めるよう国に要望すること。
- ⑤ 生活保護受給者が入院し、1 か月を超えた場合、基準額が 23,150 円となる。この点について対象者すべてに丁寧にお知らせすること。ひとり暮らしの場合、必然的に「寝巻きセット」などを月額で購入することになる。500 円程度のセットでも 30 日で 15,000 円となり、これだけで基準額の 6 割以上となる。さらにおむつなどが必要な場合もある。入院した保護受給者の負担を軽減するための方策を講じること。
- ⑥ 通院の交通費（移送費）は申請すれば支給されることを、対象の生活保護受給者全員に丁寧に周知すること。担当ケースワーカーの裁量で決まってしまうとなれば、受給者の間で不公平感が蔓延する。この件に関して多くの相談を受けている。移送費の周知について徹底すること。

#### （八）市民のくらしを守るひらかれた行政を。

- ① 女性の管理職の割合が、なかなか増えていない感触を受ける。増えない要因を分析し、改善をはかること。
- ② しょうぶ園、プール、市の施設はできるだけ多くの市民に利用していただくことは、環境基本計画における「水とみどりにゆたかにふれあえる住みよいまちをめざす」環境像と設置目的に合致している。特に障がい者（含介護付添人）や高齢者の利用料金を無料にして利用しやすくすることは外出の機会を増やし健康維持に役立ち、医療費抑制の効果につながる。一事業だけで収支を考えるのではなく総合的観点を取り入れること。児童が個人使用の場合でも無料で利用できるようにすること。
- ③ こども6人にひとりが貧困状態に置かれており、特にひとり親家庭への支援は欠かせず、ひとり親世帯に対する上下水道基本料金の減免制度の持つ意義は大きい。引き続き行うこと。

- ④ 「ひとり親の就労支援にあたっては、どんな状況の人でも取り組めるメニューの充実と、また、それが就職に容易に結びつくという実効性のあるものになるよう、さらに工夫すること。
- ⑤ 経済的格差が拡大し貧困が大きな社会問題となっているが、解消に向かうどころか一層深刻になっている。「子どもの貧困」が大きな社会的注目をあび、「子どもの貧困対策法」なども制定されている。貧困の影響を最も受けやすい子どもの状況は放置できない。子どもに不利益につながらないようにするためにも、貧困の連鎖を断ち切るためにも、就学援助対象家庭の基準は生活保護基準1.5を堅持すること。
- ⑥ 国の生活保護基準の引き下げによって就学援助の対象から外れる世帯に対し、市独自の施策で引き続き就学援助の対象とすること。
- ⑦ 地方交付税の不足分を臨時財政対策債で地方自治体に肩代わりさせるやり方をやめるよう要求するとともに、国の責任で地方交付税を規定通り交付するよう要求すること。現状のもとでは、発行率を100%にし、現在の市民に対するサービスの充実に活用すること。財源が充分にあるのであれば発行率抑制は将来の財源を増加させる効果があるといえると思うが、普段から財源がないと言っている市の姿勢と矛盾している。国から地方交付税を削減する口実に使われないよう市民サービスの財源として活用すること。
- ⑧ 消費税は所得の低い人ほど重くなる最悪の大衆課税制度であり、福祉の充実に最も向かない税制です。再来年4月からの消費税の10%引き上げを行わないように国に求めること。消費税8%への増税による市の支出増を補填する地方財政の拡充を求めること。
- ⑨ 各種サービスが「受益者」負担の適正化と称して有料化など市民に負担転嫁されているが、財政運営の観点だけでなく、公共が果たす役割や行政目的、市民活動を促進する点を考慮し、これ以上市民負担を増やす料金の値上げは行わないこと。「受益者負担」を「一定の受益を超える部分」というがこの受益は果たして利用者に帰すべき受益なのか明確にすること。
- ⑩ 県補助金で重度障害者医療費助成などの福祉施策として重要なものが削減対象となっているが削減しないよう県に強く求めること。
- ⑪ 「横須賀市施設配置適正化計画案」は、財政問題を中心に検討されているが試算に不確定要素があまりにも多いことや、試算の方法も他の方法との比較検討もない。財政部として施設更新、維持管理、運営の検討資料として持つことを否定するものではないが、38年という長期の見通しは不可能に近い。それを根拠に市全体の施設配置適正化と称して削減計画を立てるのはあまりにも乱暴である。まして施設はまちづくりと密接不可分の関係にあるのにまちづくりの展望が示されていない。さらに、担当部局との調整も実施されていない上、施

設を利用している市民の声を全く無視した計画となっている。以上の理由からいま提案されている計画は撤回し、再検討すること。

## 2 教育・観光・文化・スポーツ

### (一) 憲法に基づいて教育条件の拡充につとめる。

- ① 学習指導要領に基づき「国旗」「国家」を指導するのは、教育公務員としての責務としているが、法の付帯決議によれば「強制しない」となっている。日本国憲法第 19 条には「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」とあり、内心の自由を保障している。処分まで持ち出し職務命令で押し付け・強制するやり方はおよそ教育の場にふさわしくない。教職員、児童生徒への押し付けは止めること。
- ② 「子どもの権利条約」はこれまでの子ども観の変革をも要求するものである。しかし、子どもを取り巻く環境はますます悪化している。国連から勧告されているように早急な改善が必要である。「横須賀子ども未来プラン」のもと、具体的な取り組みを進めているとはいえ、「子どもの権利条約」を真正面から受け止めたものにまで高めていく必要がある。「子どもの権利条例」を制定し、本市の子どもへの施策のすべてにおいて、その精神がゆきわたるようにすること。
- ③ 小学 3 年生以上の学年についても早期に 35 人以下学級になるよう取り組むこと。さらに 30 人以下学級について国の動向を見守るだけでなく積極的に働きかけること。
- ④ 不登校児童・生徒の支援については相談教室の拡充や民間団体との連携など様々な取り組みをされているのは承知している。生活困窮者自立支援法が制定され、生活困窮家庭の子どもを対象とした学習支援事業が公的資金を活用して実施できるようになったので、この制度の活用を検討し、保護者負担を軽減できるように財政的支援にも踏み込み努力すること。
- ⑤ 憲法違反と言われる安保関連法制（戦争法）によって自衛隊の基本任務として海外での戦闘行為が可能になった。自衛隊の性格が根本的に変わったもとの自衛隊での中学生による職場体験学習は相応しくない。教育編成権が学校長にあるとはいえ、侵略戦争の反省の上に出発した戦後教育の進んできた道の深い分析と今後の方向性を示すものとして教育委員会としての慎重な検討を求める。

### (二) 小・中学校の施設を改善し、明るい学校づくりをすすめる。

- ① 中学校完全給食の実施に踏み出したことは大きな前進であり期待している。今後は具体化であるが単に実施すればいいという姿勢でないことは教育委員会の議論などでも理解しており、共有できるものと考えている。学校給食は教育のあり方にも大きな影響を持つと思われるので、保護者、教員はもとより地域の方々を含め合意形成が何よりも大事になってくるとと思われる。情報提供を丁寧にしながらいよいよ良い給食の実現に努力することを望む。財源として防衛省の再編交付金を検討しているようだが、再編交付金は他の防衛予算と異なり、米軍のイージス艦配備増強と結びついている。子どもの教育の財源に相応しくないのを避けること。
- ② 「横須賀市施設配置適正化計画案」では9校が統廃合対象に上げられているが、これは教育委員会の統廃合方針と齟齬を生ずる可能性がある。学校の統廃合は教育委員会の所管事項であり、何よりも教育的観点から検討されるべき問題である。保護者をはじめとする地域住民の声を聞きながら教育委員会が主体性をもって取り組むこと。
- ③ 学校の修繕などは市の施策の中でも優先して行うべきである。学校現場からの要望に予算を組んで施設の改修にあたること。
- ④ 格差社会が拡大し、保護者の経済状況が悪化している。経済格差が教育格差にならないよう、教育予算を十分に保障し、義務教育無償の原則をつらぬくこと。また、特に「子どもの貧困」問題を考えるとき、学校の持つ普遍性が大きな役割を果たすと言われている。教育にお金がかかりすぎることはお金のあふなしで差別が生まれるし、お金のない家の子どもの方が学校でいやな思いをすることになる。学校が楽しい場所であるためには選別的な救済策を中心にするのではなく、普遍的な施策を中心に充実させることが大切である。こうした立場から公費負担とすべきものの標準を抜本的に見直し、授業で必要とする教材などの物品はすべて全額公費とすること。
- ⑤ 自校にプールがないために、交通機関を使って移動し水泳授業を行わざるを得ない児童生徒がいる。これでは教育の機会均等とは言えない。学校プールの全校設置を早期に実現すること。すくなくとも安全に移動できるようバスの増便なども視野に入れること。「施設配置適正化計画案」で廃止となっているが、地元をはじめとする市民の同意が得られない公園プールは廃止しないこと。
- ⑥ 各学校のトイレ（第二系列）改修をすすめること。

### **(三)障がい児教育の充実をはかる。**

- ① 同性介護の視点から男性介助員を増員すること。広く公募を呼びかけるととも

に、介助員の待遇改善をはかること。

- ② 市立養護学校の教員は専門教育を履修した教師を重視した配置を検討すること。また普通校からの転任の場合は、転任してから特別支援学校免許状を取得するのではなく、十分な研修や専門的な教育を転任に先行して行えるよう工夫、検討すること。

#### (四) 幼児教育、高校教育の改善と充実をはかる。

- ① 全日制高校への進学率を向上させるため、公立全日制の募集枠を拡大することなど、希望者が全員進学できるよう県と協議する中で努力すること。公私で学費の保護者負担に差がないよう私立高校への助成増額に引き続き努力をすること。保護者の経済的理由で退学する生徒が出ないよう特別の配慮をすること。
- ② 欧州などに比べ日本は教育費が高く家計を圧迫している状況である。また、こどもの貧困も広がっている。高校の授業料の無償化を継続するよう国に求めること。市立学校の授業料等に関する条例第6条の滞納者の措置に関わる規定を削除すること。また、修業年限を3年に限定しないようにすること。
- ③ 経済的理由で勉学の機会が失われることがあってはならない。奨学金を受ける資格のある生徒が応募した場合、全員が受けられるよう制度の拡充をはかること。
- ④ 市立総合高校を中・高一貫校にする検討では明らかな方向性としては示されなかった。公教育として一部の学校だけを特別に扱うのは好ましくないので、止めること。
- ⑤ 市立諏訪幼稚園、大楠幼稚園の廃止計画についてはキッパリと白紙に戻し、保護者・地域住民の声をよく聞いて、存続充実の方向で再検討すること。

#### (五) 観光・文化・スポーツ施策の充実をはかる。

- ① 最も利用の多い横須賀中央駅そばに、情報発信の拠点となる観光案内所を設置し、市内外からの来訪者に対して、観光協会とともに連携し、インフォメーションのさらなる充実をはかること。
- ② 観光PRの周知として、鉄道事業者にも協力を呼びかけ、ポスターやパンフレットなどの掲示を駅や車内等に張り出せる取り組みをすすめること。
- ③ 横須賀には地域独自の自然・文化・歴史などがあり、各地区観光協会との連携の強化を図り、特性を生かした観光振興策の支援をすすめること。

- ④ 「横須賀市施設配置適正化計画案」では、教育・文化に関する施設の削減が多く含まれている。しかし、削減の理由が財政面を中心になされており、文化・歴史の位置づけが全く見られない。まちづくり全体に関わる問題なので、文化・歴史を大切にす観点から削減対象になっている教育委員会所管の施設について教育委員会としても深く検討し、市長部局との協議に生かすこと。特に万代会館については存続の方向で検討することを早急に示すこと。
- ⑤ 三浦一族の研究をさらに進めること。
- ⑥ 南体育館、西体育館のエレベーター設置は構造上の困難があるが、外付けなども含め工法の研究をするなど優先的にすすめること。市内の施設のバリアフリー化をさらに推進すること。
- ⑦ 美術館を博物館法の不適用施設にしようとしているが、その目的が示されていない。これでは、学芸員を置かなくともいい施設となり安上がりの指定管理に道を開くことになる。市長部局への移管の方向ではなく、博物館法の下で学芸員をしっかりと配置し、全国的にも評価されてきた美術館をいっそう充実させ、市民に親しまれる施設として役割を果たすよう努力すること。
- ⑧ 横須賀市博物館は、専門家からも高く評価されている。いっそう発展させるために不足している収蔵庫の増設、研究予算の増額をすること。
- ⑨ 近代産業の発祥の地として、米軍基地内や住友重機械工業内などに存在する産業遺産の調査、収集、保存、公開をすすめること。
- ⑩ 横須賀は千代ヶ崎周辺の貝塚、砲台跡などをはじめ古代、中世、近代にわたって歴史遺産が多く存在しているが、調査・発掘が遅れている。その特徴を生かした歴史遺産の調査と保全に努めること。
- ⑪ 住友重機械工業株式会社に対し浦賀奉行所跡地の復元をめざして土地の保全などについて協力を求めること。

### 3 防災、まちづくり、環境

#### (一)防災と安心のまちづくりを。

- ① 急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域・地すべり防止区域に指定された地域での防災対策を、引き続き推進すること。特に、京急沿線脇の崖については、崖の崩落による脱線事故がおきていることから、京急や県、国土交通省にも防止工事が実施されるまで引き続き要請するなど、全力をあげる。また、集中豪雨が多くなっていることから、神奈川県とともに連携して住民啓発にも努

めること。

- ② 都内で視覚障害者の方が駅のホームから転落する事故が起きてしまった。障害者差別解消法に定める「合理的配慮」の必要性の観点からも、JR・京急線各駅にホームドアを設置するよう強く求めること。
- ③ マンションの耐震化改修への助成をすすめること。防災の観点から、優先度を高めて取り組むこと。
- ④ 近年は災害が頻発している。市民の安全安心のために「消防力の整備指針」の基準人員数達成が急務である。本市の消防・救急の実力の高さは評価するところではあるが、早期に人員数を確保すること。
- ⑤ 要支援者が多い保育園・幼稚園・学童保育等こども関連施設、作業所等の福祉関連施設、特養、老健等の高齢者施設の中で、避難マニュアルが未作成のところには期限を切って作成できるよう支援を推進すること。防災訓練未実施施設に対しても特段の支援を進めること。

## (二)放射能災害対策を抜本的に強化する。

- ① すべての除染土砂を小中学校の敷地内から上下水道局施設の保管可能施設へ移動させること。その際、上下水道局施設の近隣住民へしっかり周知し合意形成を図ること。
- ② 学校給食の提供食については引き続き監視体制をとること。
- ③ 核燃料工場GNF-Jは半年間に火災事象を2度起こしている。市はこのような出来事を広報する義務はないとのことだが、近隣住民は大変な不安に襲われたと聞いている。事象・事故の発生に関わらず、定期的にGNF-Jとは情報交換をし、近隣住民からの問い合わせには真摯に対応すること。
- ④ 福島原発事故の教訓から、自然エネルギーへの転換が社会全体のコンセンサスとなっている。全国には積極的に脱原発を表明している自治体も少なくない。現に福島県では廃炉計画の世論づくりを自治体が率先している。本市も脱原発の立場を明確に表明すること。

## (三)自然エネルギーへの転換、環境優先の行政を推進する。

- ① 地球温暖化対策の新しい枠組み「パリ協定」を世界各国が批准するなか、温室効果ガス削減の流れが強まっている。久里浜火力発電所の石炭による再稼働を容認することは、持続可能な地域社会の形成に向かう環境基本条例にも反する。

事業者に対して社会的責任を求める立場から、発電の再開がどうしても必要であれば温室効果ガス発生量の少ないLNGに変更するよう求めること。

- ② 地球温暖化対策事業の「エコポイント制度」と「電気自動車等導入者奨励金制度」の周知及び、申請しやすいような内容にすること。また、いわゆる「屋根貸し事業」は公共施設の屋上や空地进行をさらに利用し、一般会計のみならず、事業会計部分の施設へも取り組みを拡大すること。自然エネルギーへの転換をすすめる、原発依存からの脱却を推進すること。
- ③ ゴミの発生抑制、減量化、資源化をすすめるため、植木せん定枝は再資源化し焼却と埋め立て処分の減量を図ること
- ④ ゴミ処理新施設建設において前提となっている廃プラスチックのサーマルリサイクル方針を撤回すること。焼却量の見直しをして過大な施設建設にならないようにすること。
- ⑤ 生ごみ処理の「キューロ」にはおわらない、ランニングコストもかからない、電力もかからないということの利点がある。焼却ゴミの削減、省エネルギーの点でも優れており、普及に特別の努力をすること。
- ⑥ 現在市内4カ所に大気のモニタリングポストがあるが、新ごみ処理施設の焼却を念頭に入れて、平作・衣笠地域にも追加設置すること。
- ⑦ 持続可能な社会に向けた環境問題はますます重要性を増し、資源保全、自然エネルギー化と低エネルギー社会の形成、二酸化炭素排出削減、放射能汚染からの防御などの取り組みも前進してきている。今まで以上に環境教育の拡充に努めること。「省エネコーナー」を設置して、ソーラーパネルで発電している様子や「キューロ」設置による、無理をせずに可能な省エネ効果を市民に対して実感できる取組を進めること。

#### (四)都市計画への市民参加を保障し、住みよいまちづくりを市民とともにすすめる。

- ① 住友重機械工業が閉鎖されすでに十年以上が経過している。イベントなどで、跡地を利用することが可能ではあるが、観光を基幹産業とする本市の立場をしっかりと伝え、さらに粘り強く交渉を続けできる限り土地の無償提供を求めること。また、地域活性化の観点から、地元住民からの要望である浦賀奉行所跡地の復元をめざして、土地の保全などについても協力を求めること。
- ② 長引く不況の中で、許可を出した時点では経営状況が良かった企業でも、開発行為の途中で急変するケースもある。万一開発現場が中断したさいには、急斜面地の土砂災害に至らぬようにするなど、地域住民の不安解消のために最大限努力すること。また、都市計画法の改正、防災保証金制度の創設を国に働きか

けるなど、引き続き国、県とも協議していくこと。

- ③ みどりの保全と創造につとめ環境や景観にすぐれたまちづくりに引き続き取り組むこと。土地開発公社から買い受けた緑地を保全するとともに、緑地保全に逆行するような市有地売却を止めること。傾斜地山林寄付に係る受納基準は、寄付者の負担を減らす方向で見直しを検討すること。
- ④ 右肩上がりの経済成長社会に終止符が打たれ、成熟の時代を迎えたことに伴い、コンパクトで歩いて暮らせる集約型都市構造が模索されている。新たな開発となるY-HEART計画は中止し、この場所へのナショナルトレーニングセンターの誘致はやめること。計画地を調整区域に戻すこと。

#### (五) 便利で快適なくらし、

- ① 以下の整備を行い、通行者の安全や地域の活性化をはかること。
  - (1) JRに働きかけ、久里浜駅南側の引き込み線の廃止・撤去を含め、通行者に迷惑が及ばないようにすること。撤去費用について本市に負担を求めていることだが、踏切道改良促進法第7条第1項等に準じて鉄道事業者及び道路管理者が協議して応分の負担を定めるものとする費用負担の根拠に基づき、JRに対して要望を行うこと。
  - (2) 津久井のみかん園・いちご園・いも掘りなどで観光バスを含め訪れる人は大変多く、今後も集客が見込まれる。津久井高田橋～牛込間の市道拡幅については、交流人口の増加と地域活性化、観光政策推進などの観点から取り組みの位置づけを高め、当面ゆずりあいレーンの設置などで対応することを含め、地元の地主や関係者と協議を促進すること。
  - (3) 長沢2丁目、野比1丁目（五明山入り口）の京急踏切を拡幅すること。
- ② 公共交通の利便性の向上は自家用車に過度に頼らずともよくなり、環境負荷の低減を促進する交通施設整備を進める努力を引き続きすること
  - (1) バスの継続乗り継ぎ（鴨居から久里浜。林経由市民病院行きなど）制度がないので料金負担が多くなる。継続乗り継ぎ扱いの実現をはかること。
  - (2) 市民の要望に応えバス路線の増設とバスの増発をはかるよう京急に求めること。
  - (3) 本市は、生涯現役社会の実現を最重点施策に位置づけている。高齢者の外出を支援するためにも「はつらつシニアパス」を1万円で購入できるようにすること。
- ③ ノンステップバスは2020年までに導入率を70%とすることが目標とされているが、今般の「超高齢社会」の状況を鑑みた際にそれでは到底対応できないと

思われる。また、障害者差別解消法に定められる「合理的配慮」に基づき、事業者にも努力を強力に要請し前倒しで目標が達成できるように、さらには 100%となるようすすめていくこと。

- ④ 「市営住宅ストック総合活用計画」では神奈川県内では本市が最も公営住宅の設置率が高く、申込み世帯数が減少傾向にあるとしている。しかし、応募倍率が高いところもあり、築年数や場所により偏りがある。世界人権宣言や日本政府も批准している国際人権規約も認めているように「住まいは権利」であるとの立場から、新規建設や立て替えを行わないというのではなく、市民に負担可能な費用で、安全で健康的な良質の住居を提供する努力を続けること。雇用促進住宅の問題も本市の住宅政策の中に位置づけ、居住者の居住権を守る立場で対応すること
- ⑤ 上水道の過剰設備の維持管理、または廃止や縮小に要する費用が料金値上げとなって市民負担に転嫁されることが懸念される。日本水道協会や他事業者とも協力し国への要望を行っていることは承知している。また県企業団からの受水費についても引き続き要望を強めること。さらに大口需要者である企業が移転・撤退を行うと投資資産の未償却となり、その負担は市民が負うこととなる。負担能力のあるところには、しっかり負担していただくために（例えば、当該投資資産の減価償却残存部分についての一定率負担を要求するなど）ルールづくりを検討すること。また、国にも検討を求めること。
- ⑥ 民間業者への発注を行う場合、出来るだけ地元業者へ発注すること
- ⑦ 上水道・下水道とも月量500 $\text{m}^3$ 止まりになっている料金体系を改めること。横浜市などでは業務用の用途区分に月量1000 $\text{m}^3$ までのランクを設けている。本市でも累進性の料金体系の上限を広げること。
- ⑧ 「格差と貧困」が広がっている中、今まで通りの1か月あたり10 $\text{m}^3$ の基本水量で換算する基本料金は現実的ではないと考える。10 $\text{m}^3$ まで使用しない小口使用者への具体的な対応として、基本水量を8 $\text{m}^3$ 以下に引き下げることが早期に決断すること。
- ⑨ 公道に個人住宅用の水道管を敷設する場合は給水者の責任で敷設すること。
- ⑩ 比較的太い径の管についても漏水工事等に地元業者が参入できるようにすること。
- ⑪ マンション等集合住宅のタンクが地震によって破損したケースがある。耐震化の補助を検討すること。
- ⑫ 鉛管の入れ替えは道路事業者、ガス管事業者の計画も考慮し計画的効率的に進めること。

## 4 産業と地域経済

### (一)大企業の社会的責任を果たさせ、正規雇用拡大、地域経済を守る。

- ① 大企業の進出・移転・撤退・リストラなどに対し、横須賀市中小企業振興基本条例に掲げられた「企業の役割」なども用いて適切な対応を図ることや国に対し移転・撤退などにおける自治体への影響を軽減するための法整備を求めることに引き続き努力すること。市が奨励金を出すなどの企業誘致策の最大の目的は市民の雇用の拡大であると考え。税収の確保も大切であるが、地元雇用の拡大につながるような施策の展開に軸足を移すこと。
- ② 市民の命、健康、権利を守るため、「残業は月45時間、年間360時間以内」という大臣告示を法定化することや、「サービス残業」を根絶するために、違法なただ働きが発覚したら残業代を2倍にして払わせる罰則を科すなど、実効性のある法の整備を国に働きかけること。
- ③ ワーキングプアと呼ばれるような、一生懸命働いても生活困窮に追い込まれる市民が増えている。中小企業に対しては国が援助することを含め、最低賃金を1,500円以上にするよう尽力すること。

### (二)農・漁業を振興する。

- ① 長井5丁目から6丁目にまたがる漁港は、台風の通過に伴い高潮・越波の影響を受け、漁船や漁具等の散乱など被害が大きい砂浜の漁港である。通年行われている地元漁業関係者によるゴミの回収や景観環境の維持・保全の支援をはじめ、他の漁港と同様の整備をすすめること。
- ② 地場産農産物のブランド化の支援を、生産者や事業者の意見を反映し強めること。
- ③ 食料の自給率向上、食の安全という観点からもTPPに反対の意向を示すこと。
- ④ 食の安全・安心を守るため食品添加物などの表示が規制緩和されていくおそれがあるが、消費者の視点にたち、簡略化等をしないよう国に求めること。
- ⑤ 相模湾の原潜行動（訓練）区域の解消を国に要求すること。

### (三)中小企業・商店の営業を守るとともに、地域経済の基盤を強化する。

- ① 国の交付金で行った住宅リフォーム助成制度は、市内経済活性化のきっかけとして、事業者には喜ばれ、継続を求める要望が多い。空き家にしないようにするためにも、住宅リフォーム助成事業を、市民にとって使い勝手を良くするとともに、新年度も思い切った予算計上につとめること。
- ② 立地適正化計画においても、地元商店街は、その中核を担う存在となるわけで、その意味からも、地元小売商店の振興策を抜本的に充実することは急務である。意欲的な取り組みを支援する一方で、やる気を出させる方策も、合わせて工夫すること。
- ③ 商店のリフォーム助成制度をつくるなど地元小売商店振興策を抜本的に充実すること。商店街の空き店舗対策、商店街の活性化事業補助及び地域商店街における地域商業振興ビジョンの策定、中小企業団体共同施設補助などをすすめ、関係者とともに実現に努力すること。
- ④ 入札制度の改善が取り組まれているが、引き続き地元への発注拡大に向けて取り組むこと。また、災害時の協定を結んでいる団体、災害訓練に参加なども考慮に入れて、地域貢献企業として評価点を加えること。
- ⑤ 入札の不調が増えているが、その原因を調査し、改善するとともに地元の建設業者に対する研修費の補助などを強化し、人材育成支援に積極的に取り組むこと。発注の平準化をはかること。
- ⑥ 近年、労務単価の引き上げが続いているが、労務単価の上昇分が現場の作業員の賃金増につながっているか調査すること。
- ⑦ 地元業者が工事实績がないことを理由に入札に参加できないケースがある。地元業者の受注機会を拡大するため、工事实績を積む機会が得られるよう地元業者の育成をはかること。
- ⑧ 木造住宅の耐震補強助成の申請が目標に届いていない現状を鑑みて、件数を増やす取組が求められる。また、木造家屋の耐震化工事への補助金が7月頃までに申込がないと他に転用されるとのことである。年間を通じて使えるように国に求めること。

## 5 非核・平和、基地問題

### (一)有事体制に反対し、平和憲法・軍転法に徹した市政運営を。

- ① 安全保障関連法が発動されれば、基地のある本市の状況は様々な面で大きな変貌を強いられることが予想される。横須賀からも市民が誰一人海外の戦争に出動さ

せられることのないよう、同法の撤廃を強く国に求めること。また、もとより同法は、明白に憲法違反であり、第9条をはじめとする平和憲法を尊重し擁護することは第99条の規定にもあるように公務員の義務である。この際横須賀市長として、憲法擁護の立場を明確にすること。

- ② 安全保障関連法はもとより、特定秘密保護法の撤廃も国に求めること。また、市として「国民保護計画」に関連する予算措置をおこなわないこと。
- ③ 基地の観光化政策や「国際交流」に名を借りた米軍との「交流」行事は基地依存からの脱却を妨げることとなり、市是である軍転法の趣旨にも反するものである。また、“よき隣人政策”は米国がわが国に軍事基地を安定的に存続させるための軍事政策の一環であり、これに呼応することが真の友好とは言えない。米軍基地が本市の一等地を占有し、発展を阻害していることを直視すれば、これらの政策は行うべきでないことは自明のことである。直ちに止めること。
- ④ 米空母の横須賀母港化にあたり核持ち込みを容認した核密約を破棄するよう国に求めること。市の港湾管理区域に入るときに核兵器を所持していない旨の証明書を提出するようすべての軍艦に義務付けること。
- ⑤ 本市が平和首長会議に参加した意義は大きい。これを契機に「核兵器廃絶・平和都市」宣言の横須賀市長として核兵器廃絶のイニシアチブを発揮すること。また、これまで市が行ってきた平和啓発事業を一層すすめること。

## (二)原子力空母の交代を認めず、横須賀配備撤回と基地返還を促進する。

- ① 福島原発事故、三浦半島活断層群の地震発生確率の増加が報道され、原子力空母など原子力艦への不安が市民の中に広がっている。原子力空母を現実のものとして受け止めるだけでは市民の安心・安全を確保することができない。机上の計画ではなく、実効性を検証しながら地域防災計画の改定をすすめ、広く市民に周知し、必要とあれば市民意見をしっかりと反映させること。
- ② 原子力艦の原子力災害に対する一番確実な安全対策は原子力空母の交代はもとより、横須賀配備そのものをなくすことである。母港を撤回するよう国に求めること。第七艦隊のすべての艦船の母港取り消しを要求すること。
- ③ 長井住宅跡地の通信施設の返還については神奈川県基地関係縣市連絡協議会を通してだけでなく、市が直接米軍と国に求めること。
- ④ 制限水域の解消を求めること。日米地位協定第2条3項では「合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討する」としている。しかし、横須賀港の漁

業制限水域は、必要性がないにもかかわらず返還されていない。国は、「米軍が運用上必要なものである」としているだけである。米軍が「返還を目的としてたえず検討」することになっているので、その検討内容を明らかにするよう市として国に求めること。市は、「米軍の運用上必要であると承知している」としているが、「運用上の必要性」について具体的に明らかにするよう求めること。

- ⑤ 相模湾の原潜行動（訓練）区域の解消を国に要求すること。市は「日米安全保障条約に基づく地位協定により提供されているもので、自治体としてその区域の廃止、存続にコメントする立場にない」との姿勢だが、自治体として要求することを地位協定によって妨げられていないので、強く要求すること。
- ⑥ 旧軍港市転換法は「平和産業港湾都市に転換することにより、平和日本実現の理想達成に寄与することを目的」としている。関東自動車の工場跡地や市営長浦埠頭を自衛隊が取得し使用していることなどは、明らかに自衛隊基地の強化・拡張であり、「軍転法」がめざした都市像に逆行している。固定資産税収入も得られず、市民にとって後退といえる。今後これ以上の基地機能の強化・拡張がされないよう防止策を講ずること。また、「軍転法」の適用を回避して、所管替えによる防衛施設の拡大を認めないこと。
- ⑦ 大矢部弾薬庫跡地の文化財を市民の財産としてしっかり維持管理すること。跡地の利用計画を市民参加で作成すること。横須賀市への無償譲渡を国に求めるとともに、暫定的にでも市民に解放するなど、市民本位の利用をすすめること。
- ⑧ 米軍基地の返還については「可能な限りの返還を要請する」というのが基本的な考え方と言うが、返還の可能性を広げるという積極的立場に立つことは軍転法の趣旨からも当然である。そのためも住民参加で基地跡地利用計画をつくり、都市計画決定をすること。計画の実現のため関係機関に基地返還を積極的に働きかけること。

### **(三) 基地被害から市民を守り、市財政負担をなくす。**

- ① 「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」が改定されたが、極めて不十分なものである。少なくとも国内の原子力発電所の防災対策と同等以上のものにするよう国に再検討を要求すること。
- ② 日米合同訓練は米軍基地と本市が連動し全部局長が一堂に会し意思統一する初動対応の情報伝達の間とした訓練であるが、市民が参加する避難誘導、安定ヨウ素剤配布などの訓練と連動していない。米軍、本市、市民の訓練として切れ目なく行うことができ実効性を高める。これら一体の訓練を地域防災計画にしっかり位置づけること。

- ③ 「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」にある応急対応範囲とファクトシートの記述の違いの改善については、「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」を作成した旧原子力安全委員会を継承している原子力規制委員会に諮問するなど、専門家の検証を国に求めること。
- ④ 「テロ対策」と称して実施している原潜入港通告の非公開臨時措置をやめること。
- ⑤ ごみ・排水処理など米軍基地の公害防止のため市独自の立ち入り調査を要求し市民生活に関する国内法を遵守させること。事故が起きた際の立ち入り調査のルールも必要と思うが、事故防止の観点に立って、地位協定の見直しを要求すること。「日米地位協定の環境補足協定が締結され、立入手続きを作成・維持することも合意された」というが、日ごろからの予防的な立入もできるように改善を求めること。
- ⑥ 米軍人の市内居住に反対し、米軍人、軍属に対する税の特権的減免を廃止するように引き続き国に要求する。また、米軍がすすめている民間住宅提携プログラム（R P P）は実質的な基地拡張である。民間の契約とは言え住民登録をしていないなど、市政に関わる問題でもあり、反対の意思をハッキリと示すこと。
- ⑦ 市民税を納入せず市内に居住している米軍人、軍属のゴミ処理、し尿処理、下水道の料金は処理コスト（施設建設、管理運営、人件費などを含む）で算出した実費を米軍に要求すること。これら軍関係の経費については、普通交付税において、基準財政需要額のなかで見られているというが、基地外居住が増加している昨今、どういう計算でそうなっているのか、実際に要している額との比較・検証を国にも問い合わせをして、市民に納得できる説明をすること。イージス艦の増隻で米軍が1000人増えると聞いている。まずは基地外米軍関係者の人数を市として把握すること。
- ⑧ 相模総合補給廠の爆発事故の時のようなことを繰り返さないため、基地内に保有する危険物の情報提供を求めること。また、屈辱的な刑事裁判権規定を改めることや日本側の立ち入り調査権を設けることなどを含め、地位協定の抜本の見直しを国に要求する。第一次裁判権の放棄を指示した法務省通達の破棄などをつよく国に要求すること。
- ⑨ 米兵犯罪根絶のため、厳しい対応が求められる。事件が起こった場合には必ず文書で厳しく抗議し再発防止策を求め、再発策の実施報告を要求すること。米兵犯罪の被害者に対して、被害者の立場に立って相談をするなど、支援をすること。また、基地周辺地区安全対策協議会が、基地周辺の商店街の要望を聞く会になってはいないか、被害者も出席して意見を述べる事が出来ているのかなど、設置された当初の思いに立ち返り、検証・是正をはかること。
- ⑩ 市財政を充実させる立場からも、横須賀の経済的發展を阻害している米軍基地

の返還を強く求めること。返還されるまでは基地交付金の大幅増額を国に要求すること。その際基地の存在による損失額などを算定し、増額要求の根拠を明らかにして臨むこと。